

総合事業の「自立支援強化・評価加算」に関するQ&A【令和3年12月21日現在】

No.	カテゴリ	質問	回答
1	評価対象者	更新や変更申請以外で介護度が変わる時はあるのか。	更新や変更申請以外で介護度が変わることはありません。
2	評価対象者	1か月ごと毎月異なる施設を利用した場合、全ての施設で評価対象者となるか。	同じ施設で連続6ヶ月利用した人が評価の対象となるため、評価対象者とはなりません。
3	評価対象者	更新申請等で暫定プランを利用する人が1か月利用を控えた場合、連続利用が途切れる取り扱いとなるか。	暫定プランを利用する人が1か月利用を控えた状況を加味して評価することはできないため、1か月間の利用がない場合、連続利用は途切れた取り扱いとなります。
4	事業所評価	連続6ヶ月利用した後、更新で自立もしくは利用者より卒業したいと申し出があり契約を終了した場合について、その後の生活で外的要因（利用者自身の不注意による転倒・軽度の交通事故等）で再度介護保険を申請し悪化した場合でも連続6ヶ月利用した施設において悪化と評価されるものか。 直接関与していなくても長く利用していたとの理由で評価基準にあたりと認識した方がよいか。	この事例では、連続6ヶ月利用した事業所において悪化として判定されます。お見込のとおり、直接関与がなかったとしても6ヶ月以上サービスを利用したことで利用者へ与える影響は少なからずあったと考えるためです。また、これは介護度が悪化した場合に限らず、改善した場合についても同様の判定をし、事業所全体の評価を行います。
5	手続き	「事業対象外と判定するのは、基本チェックリストを実施して非該当になった結果を松江市へ提出した人」とあるが、いつ・だれが・どのように手続きをするものか。	介護保険サービスを利用中の人であれば、半年に1回の定期的実施する時、又は利用者やケアマネジャー等が今後の介護保険サービスの利用が必要でないと考えた時、基本チェックリストを実施し、非該当になった結果を地域包括支援センターから松江市へ提出します。 地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所において基本チェックリストを実施した場合は、地域包括支援センターへ提出し、地域包括支援センターが松江市へ提出します。
6	手続き	緩和型サービスの事業所登録が令和3年4月で、自立支援体制強化加算の登録が8月以降であった場合、令和4年度の加算は新規事業所の取り扱いとなるか。	事業所登録が4月からであれば、評価期間が6ヶ月以上あるため新規事業所の取り扱いとはせず、評価によって決まります。

7	その他	加算の同意契約書は事業所判断とあるが、しなくてもよいか。	契約書は事業所によって異なるため、松江市では判断しません。事業所の判断で行ってください。
8	その他	利用サービス類型の従前型か緩和型かの案内について、オレンジ色にしたものを10月から送付するのか。 また、すでに案内済みの人に改めて送付はするか。	10月発送分からオレンジ色に変更したものを送付しています。 また、すでに案内済みの人へ改めて送付する事はありません。
9	評価対象者	緩和型サービスを連続6ヶ月以上利用された方が亡くなられた場合の評価はどのような取り扱いになるか。	死亡や転出など被保険者の資格を喪失された時点での介護度を12月末時点の介護度として評価します。
10	評価対象者	自立支援強化・評価加算の評価対象者は、同一評価期間内に同一事業所で連続6か月、緩和型サービスを利用した人とあるが、この要件を満たす住所地特例対象者は評価対象者に含めるか。	住所地特例対象者で、保険者が松江市外の方については、自立支援強化・評価加算の評価対象者には含めません。住所地特例対象者を除く利用者で、事業所が加算の要件を満たすかどうかを評価します。 ※ただし、自立支援強化・評価加算の要件を満たすと評価された事業所であれば、住所地特例対象者も他の利用者と同様に自立支援強化・評価加算の請求が可能です。